

事 務 連 絡

平成18年2月15日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づくサイクラミン酸検査対象業者について

標記については、平成17年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、輸入者による自主検査の結果、サイクラミン酸の検出が確認された下記の製造業者を追加しますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願ひします。

記

追加業者

中 国・NANTONG DELU AQUATIC FOOD CO.,LTD.